



2024年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社 A S I A N S T A R
代 表 者 名 代表取締役社長 呉 文 偉
(コード：8946 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員 管理部長 田 中 滋
T E L (045) 324-2444 (代表)

資本金の額の減少（減資）並びにその他剰余金の処分に関するお知らせ

当社は2024年2月13日開催の取締役会において、「資本金の額の減少（減資）並びにその他剰余金の処分に関する件」を2024年3月27日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお本件による発行済株式総数及び純資産の額に変更はなく、株主の皆様のお所有株式数や1株あたり純資産額に影響はありません。

2. 減資の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金 2,193,218,274 円のうち 487,982,152 円を減少させ、1,705,236,122 円といたします。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年5月1日を予定しております。

3. その他剰余金の処分の内容

この資本金の減少の効力発生を条件に、会社法452条の規定に基づき、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金 487,982,152 円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当するものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 487,982,152 円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 487,982,152 円
- (3) 剰余金の処分が効力を生ずる日 2024 年 5 月 1 日を予定しております。

4. 減資の日程（予定）

- (1) 取締役会決議 2024 年 2 月 13 日
- (2) 株主総会決議 2024 年 3 月 27 日（予定）
- (3) 債権者異議申述公告日 2024 年 3 月 28 日（予定）
- (4) 債権者異議申述最終期日 2024 年 4 月 30 日（予定）
- (5) 減資の効力発生日 2024 年 5 月 1 日（予定）

5. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であるため、純資産額に変動はなく、当社の支払能力や業績に影響を与えるものではありません。

なお、本件は 2024 年 3 月 27 日開催予定の第 45 回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上